

第55号議案

中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により特定事業として選定された中鶴地区定住促進住宅整備事業（以下「定住促進住宅整備事業」という。）について、当該事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を公平に行うため、中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 選定委員会は、定住促進住宅整備事業に関し、提案書等及びプロポーザルの評価並びにその他事業者の選定に係る審査及び評価を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから委員を委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福岡県の職員

3 市長は、次に掲げる本市の職員を委員に任命する。

- (1) 副市長
- (2) 建設産業部長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の委嘱又は同条第3項の任命の日から優先交渉権者を選定し定住促進住宅整備事業について契約を締結する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、建設産業部長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は、非公開とする。ただし、選定委員会の同意があったときは、会議の一部又は全部を公開することができる。

(委員等の責務)

第7条 委員は、直接間接を問わず、審査に係る提案等に参画してはならない。この場合に

において、委員が当該事業に関する提案等に参画したときは、選定委員会は、当該提案等を審査対象から除外する。

2 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り、又は知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、市又は選定委員会が公表した情報については、この限りでない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員が会議に出席した場合における1回当たりの報酬及び費用弁償は、次の表のとおりとし、出席の都度支給するものとする。

委員区分	報酬	費用弁償
学識経験を有する者	8,000円	2,000円
福岡県の職員	0円	2,000円
本市の職員	0円	0円

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第1回の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。